

入札公告

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、大阪湾広域臨海環境整備センター定款第 49 条の規定により公告します。

入札参加者は、この「公告」のほか、「入札説明書」及び「競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行ってください。

令和 6 年 6 月 1 9 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部洋平

1 入札の場所及び日時

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 会議室
令和 6 年 7 月 1 9 日（金）午後 2 時 0 0 分

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 大阪沖埋立処分場 仮防波堤電気防食工事
- (2) 工事内容 仕様書による
- (3) 工事場所 仕様書による
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 2 5 日まで

3 入札参加資格

次の(1)から(8)までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 年間に於いて、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する事実のない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決

定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 入札日において、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)の入札参加指名停止を受けていないこと。
- (6) センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者(本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)であること。
- (7) 令和 6・7・8 年度のセンター入札参加資格審査(登録)において、次のいずれかの種目・項目で申請を行い、当該申請書の受領書の交付を受けていること。

なお、その申請をしていない者にあっては、10 により、落札候補者となった時に資格審査(登録)の手続きをすることができる。

業 種	種 目	項 目
工事請負	01 土木工事	(2) 港湾土木工事
	05 鋼構造物工事	

- (8) 港湾工事で平成 21 年度以降において、流電陽極方式による電気防食工事を、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」として、施工した実績を有すること。

※施工実績とは、元請として完成・引渡しが完了した流電陽極方式による電気防食工事の新規設置又は更新を含む。

なお、単体企業の施工実績に限るものとする。

4 入札参加方法等

(1) 入札説明書等の交付

ア 交付方法

インターネットのセンターホームページの「入札情報」のページからダウンロードして入手することを原則とする。

なお、ダウンロードして入手することが困難な場合は、「5 契約事項を示す場所」において紙媒体により手渡しする。

【センターホームページアドレス】

<http://www.osakawan-center.or.jp/>

イ 交付期間

a センターホームページからのダウンロード

令和 6 年 6 月 19 日(水)から同年 7 月 19 日(金)まで

b 契約事項を示す場所での交付

令和 6 年 6 月 19 日(水)から同年 7 月 19 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日であって、毎日、午前 10 時から午前 11 時半まで及び午後 1 時半から午後 4 時半まで。

(2) 入札参加の申請等

入札参加の申請は、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

このため、入札参加にかかる決定通知は行わないので、入札に参加しようとする者は、設計図書や現場等をよく確認のうえ、積算を進めておかなければならない。

なお、入札書用紙及び委任状用紙は、上記(1)と同様の方法により取得するものとする。

5 契約事項を示す場所、入札参加申請書の郵送先及び問合せ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課

電話 06-6204-1723

6 入札保証金

免除。

7 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

最低制限価格を設定する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付。

ただし、センターを被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金の納付を免除することができる。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札ほか入札説明書に記載する無効に関する事項に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、審査の結果、入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定する。

11 その他

契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。